東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱に関する細則

昭和61年5月16日区長決裁平成8年3月8日部長決裁

(趣旨)

第1 この細則は、東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱(昭和61年5月16日区長決裁。以下「要綱」という)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(公道)

第2 要綱第2に規定する公道とは、国道、都道、区道又は公団若しく は都営団地内の商店街に面した通路をいう。

(特殊補助対象街路灯)

- 第3 要綱第2の2において区長が特に補助対象街路灯として認めた ものとは、商店会が公道上に設置し、商店街の環境美化及び近代化に 寄与し、かつ、防犯灯としての機能を有している以下のものとする。
 - (1) アーケードに設置されている蛍光灯等の電灯
 - (2) 電灯の付属している商店街アーチ

(補助金の対象)

第4 要綱第4に規定する街路灯電気料金とは、前年度4月1日から3 月31日までの一年間に支払った料金とする。

(補助金の交付申請手続き)

- 第5 要綱第6の必要な書類とは、次に定めるものとする。
 - (1) 道路占用許可証の写
 - (2) 設置場所、種別を表示した図面
 - (3) 前年度に支払った電気料金領収書の写

(補助金の返還)

第6 要綱第10の規定に基づいて補助金の返還を求められた管理者は、取消通知を受けた翌日から起算して10日以内に区指定の収入通知書により当該補助金を区に返還しなければならない。

(装飾街路灯の設置及び廃止届け日)

第7 要綱第11に規定する装飾街路灯の設置及び廃止の届は、工事の

完了した翌日から起算して10日以内に区長に提出するものとする。

付 則

- この細則は、昭和61年4月1日から実施する。
- 付 則(平成8年3月8日改正)
 - この細則は、平成8年4月1日から実施する。
- 付 則 (平成22年3月31日地域振興部長決裁北地産第3202号)
 - この細則は、平成22年4月1日から実施する。
- 付 則 (令和5年4月24日地域振興部長決裁5北地産第1154号)
 - この細則は、令和5年4月24日から実施する。